

# 住宅用火災警報器取付支援事業



## 1 目的

高齢者世帯、障害者世帯その他取付けが困難と認められる世帯へ消防職員が出向して、住宅用火災警報器（以下住警器という。）を設置することにより普及促進を図ります。

## 2 対象世帯

- (1) 市内の住宅に居住している高齢者世帯
- (2) 市内の住宅に居住している障害者世帯
- (3) その他取付けが困難と認められる世帯

※取付けについて、当該世帯に居住していない方からの申請においては、原則として、取付けの際に申請者の立ち合いをお願いします。

## 3 対象とする住警器

「住警器を新たに設置するもの」又は「既存の住警器の交換を要するもの」

※電池式の住警器のみを対象とし、電気工事を要する住警器については対象外とします。

※住警器は、申請者等が事前に購入等により用意してください。

※取付けに際し、必要に応じて建物所有者等の許可等を得てください。

## 4 申請方法

申請書（別紙1）によるほか、当該内容についての電話等による口頭申請も可能です。（口頭申請の場合は消防局が申請書を作成します）



お問い合わせ及びご相談

船橋市消防局予防課予防広報係

電話 047-435-1114

メールアドレス [sho-yobo@city.funabashi.lg.jp](mailto:sho-yobo@city.funabashi.lg.jp)